

淡路島南部地域における太陽光申込み時の  
提出資料の追加について（要件化）

淡路島南部地域を含めた四国エリアにおいて、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、現在、出力制御に必要な機器設置等の措置を講じていただくことを条件に太陽光発電設備の当社系統への連系を承諾しております。

出力制御機能付パワーコンディショナー（PCS）が製品化された等を踏まえ、2019年3月22日以降の太陽光発電設備(10kW以上)の系統連系に関する申込み分については、出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書（※）の提出を必須といたします。

また、2019年4月1日以降の連系開始分については、弊社での出力制御に必要な機器設置等の確認(PCSから出力制御サーバへのアクセスログの確認等)を必須といたしますので、お知らせいたします。

※提出様式や記載要領は別途参照していただき、記載にあたっては、PCSメーカーさま等にご相談ください。

<出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書リンク先>

[https://www.kepco.co.jp/souhaiden/takusou/disclosure/excel/pcs\\_spec\\_apply.xlsx](https://www.kepco.co.jp/souhaiden/takusou/disclosure/excel/pcs_spec_apply.xlsx)

関西電力の供給管内である淡路島南部地域については、電力設備を合理的かつ効率的に運用するため、四国電力様から送られてきた電気を共有していることから、淡路島南部地域の再エネは、四国エリアの需給バランスに発電量として織り込まれるため、四国エリアと同様に出力制御が必要となります。

淡路島南部地域とは、兵庫県の南あわじ市、洲本市、淡路市の一部になります。

